

令和4年4月26日開会

第739回むつ市教育委員会

議案等関係書類

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市奨学生の決定について (総務課)
- 議案第2号 むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則 (総務課)
- 議案第3号 むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則
(学校教育課)
- 議案第4号 財産の取得について (総務課)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 地方自治法第180条の規定による専決処分となった事項の報告につ
いて (総務課)
- 報告第2号 第3次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)の策定につ
いて (生涯学習課)
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

< その他 >

議案第1号

むつ市奨学生の決定について

令和4年度むつ市奨学生について、むつ市奨学金貸与条例第4条の2の規定により決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第14号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和4年4月26日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和4年4月20日に開催された、むつ市奨学生選考委員会において別紙のとおり選考されたので、これを決定したく提案するものである。

議案第 2 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 4 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、組織改編に伴い、公の施設に係る指定管理者の選定事務に関する事項を補助執行させていた「施設経営戦略課」が「管財・施設経営課」に再編成されたことに伴い、条文改正を行うためのものである。

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

令和 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和2年むつ市
教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「施設経営戦略課」を「管財・施設経営課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和4年4月26日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、教育相談体制の充実のため、むつ市教育研修センターに、教育相談専門官を置き、教育相談業務の総括を担わせるためのものである。

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
むつ市教育委員会告示第 号

むつ市教育研修センター条例施行規則（平成4年むつ市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、主事」の次に「、教育相談専門官」を加え、同条第3項中「教育相談員」を「教育相談専門官及び教育相談員」に改める。

第3条第7項中「教育相談員」を「教育相談専門官及び教育相談員」に改め、「従事する」の次に「とともに、教育相談専門官は、教育相談業務を総括する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第4号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和4年4月26日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

経年劣化した市内小中学校の校務用パソコンの一部及び財務情報システム用パソコンを更新するため、ノートパソコン等を購入するものである。

1 取得する財産

物品 ノートパソコン等

品 名	数 量
ノートパソコン (ソフトウェア等含む)	172台

2 事業スケジュール

令和3年 11月 令和4年度当初予算要求
令和4年 5月 入札、仮契約
令和4年 5月下旬 教育委員会（市議会提出議案として審議予定）
令和4年 6月 むつ市議会定例会、本契約
令和4年 11月末 納品完了

3 予算

歳出見積額 合計：27,924千円

歳入見積額 なし

4 取得の目的 経年劣化した市内小中学校の校務用パソコンの一部及び財務情報システム用パソコンを更新するため。

5 契約の方法 指名競争入札

報告第1号

地方自治法第180条の規定による専決処分となった事項の報告について

令和3年10月6日むつ市役所敷地内の店舗駐車場において、市有自動車の運行により和解の相手方所有の車止めポールを損傷したことにより生じた損害について、地方自治法第180条第1項の規定により、むつ市長による和解及び損害賠償の額を定めた事項について専決処分されましたので報告いたします。

なお、専決処分された事項については、同条第2項の規定により、令和4月22日に開催されたむつ市議会第164回臨時会に報告報告されました。

【議会報告】

和解及び損害賠償の額を定めることについて

むつ市中央一丁目地内の店舗駐車場において、市有自動車の運行による車止めポール損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 青森県下北郡東通村砂小又里1番地169
株式会社政商

2 和解の内容

- (1) 市は、令和3年10月6日むつ市役所本庁舎敷地内の店舗駐車場において、市有自動車の運行により和解の相手方所有の車止めポールを損傷したことにより生じた損害の賠償金として、16,500円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 16,500円

第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）の策定について

令和4年3月30日付け、青自然第632号で、青森県環境生活部長より標記計画を策定した旨の通知があった。今後、本計画に基づき捕獲等の対策を進めることとなる。

1 策定理由

- ・これまで運用していた第2次第二種特定鳥獣管理計画の計画期間が令和3年度で終了となるが、引き続き下北半島のニホンザルの永続的な保全を目指しつつ、農作物等被害の軽減を図る必要があるため。

2 計画期間

- ・令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 捕獲に係る目標及び基本方針

- ・長期的に、平成22年度の生息水準（1,923頭）を基準とし、新たな加害群を生じさせないようにする。

※参考 現在の生息数（下北半島全域）

71群 2,796+ α 頭（令和3年1月31日現在）

4 前計画からの変更点

- ・目標等を含め計画内容は前計画を踏襲しており、実質的には現行計画の期間延長である。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

第738回教育委員会から本日までの間において発生した事項について報告いたします。

●決定事項

- ・年度末年度初めの感染予防対策について
- ・オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校の対応について
- ・新年度を迎えての感染対策について